

## 「健康保険医療費のお知らせ」に関するQ&A

Q1	「健康保険医療費のお知らせ」をいつから確定申告の手続きとして使うことができますか？
A1	平成29年度税制改正により、平成29年分所得税の確定申告時から使用できるようになりました。
Q2	「健康保険医療費のお知らせ」で確定申告する場合、領収書等の添付や保存はしなくてよいのでしょうか？
A2	「健康保険医療費のお知らせ」に記載されている医療費について、領収書の添付は不要です。また、「健康保険医療費のお知らせ」に記載されていない医療費については、これまで通り領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成してください。税務署に提示・提出を求められる場合がありますので、念のため領収書は5年間保存しておいてください。
Q3	「健康保険医療費のお知らせ」に掲載されている自己負担額(医療費の額)が、実際に支払った自己負担額と一致していない場合や医療機関等の名称がすべて記載されていない場合は、どのように申告すればよいのでしょうか？
A3	申告者自身で実際に負担した額を訂正して申告してください。(訂正印は不要です) また、医療機関名等の名称を追記してください。
Q4	「医療機関等の自己負担額」の端数処理と「健康保険医療費のお知らせ」に記載されている自己負担額の端数処理が異なりますが、「健康保険医療費のお知らせ」に記載されている自己負担額で申告しても問題はないのでしょうか？
A4	そのまま申告に使って頂いても差し支えありません。もし、自己負担額の方が多い場合は、実際に負担した金額を訂正して申告することが出来ます。(「A3」に記載の通りです。) ※「健康保険医療費のお知らせ」は、医療機関からの診療報酬点数に基づき、1円単位で算出しています。しかし、病院・薬局などの医療機関窓口では10円単位に四捨五入し、請求することが認められています。
Q5	医療費控除の申告は、過去5年間遡って申告することができますが、「健康保険医療費のお知らせ」を発行してもらえるのでしょうか？
A5	過去分は原則発行できません(毎年同様の告知を行っており、2年間相応の期間として公開済)。令和3年分医療費は、令和4年2月・3月分の「健康保険医療費のお知らせ」を使用してください。
Q6	「健康保険医療費のお知らせ」に記載されていない「医療機関等の自己負担額」は、どのように手続きすればよいのでしょうか？
A6	従来どおり領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成して、申告してください。医療費等の領収書も5年間保存する必要があります。
Q7	令和4年1月から令和4年12月分までの医療費通知の作成を依頼することはできますか？
A7	4月以降であれば作成する事ができます。「健康保険 各種証明書交付依頼書(様式番号9)」によって、健康保険組合へ依頼してください。※「健康保険 各種証明書交付依頼書」は、健康保険組合のホームページ( <a href="http://kenpo.sharp.co.jp">http://kenpo.sharp.co.jp</a> )から入手できます。
Q8	保険診療外の医療費や市販薬の購入費、医療機関等へ受診するための交通費は、どのように申告すればよいのでしょうか？
A8	領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付のうえ申告手続きをしてください。 *医療費等の領収書は、5年間保存する必要があります。

## 「健康保険医療費のお知らせ」に関するQ&A

Q9	装具、コルセット等の治療用装具、はり・きゅう・マッサージ等の取扱いはどのようになるのでしょうか？
A9	「健康保険医療費のお知らせ」には記載されていませんので、ご自身でお持ちの領収書と給付金支給決定通知書によって、申告してください。 なお領収書を紛失してしまった場合は、「健康保険 各種証明書交付依頼書(様式番号9)」により健康保険組合へ証明書交付を依頼してください。※「健康保険 各種証明書交付依頼書」は、健康保険組合のホームページ( <a href="http://kenpo.sharp.co.jp">http://kenpo.sharp.co.jp</a> )から入手できます。
Q10	セルフメディケーション税制(スイッチOTC薬の医療費控除の特例)との関係を教えてください。
A10	セルフメディケーション税制(平成29年1月1日～令和4年12月31日までの間にスイッチOTC医薬品を購入した場合の特例措置)と医療費控除について、重複適用は受けられず、どちらかを選択して申告することになります。セルフメディケーション税制の対象となるスイッチOTC医薬品は保険診療の対象外であるため、「健康保険医療費のお知らせ」には含まれません。 ※国税庁サイト「セルフメディケーション税制と通常の医療費控除との選択適用」 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1131.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1131.htm</a> 尚、令和3年度税制改正において、セルフメディケーション税制は、対象となる医薬品の範囲等が見直された上、適用期限が令和8年12月31日まで引き続き延長されます。 セルフメディケーション税制の対象医薬品に該当するかどうかは、購入時に薬局の薬剤師に確認してください。(厚生労働省のホームページ上でも詳細について情報が公開されています。) ※厚労省サイト「セルフメディケーション税制について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html</a>
Q11	健保組合の給付金のしくみを教えてください。
A11	シャープ健康保険組合の給付金は、「高額療養費」に健康保険組合独自の「付加給付」の加算があります。支払われた医療費から <u>25,000円</u> を控除した差額分が、おおむね3ヶ月後の給与に自動的に給付されますので、 <u>手続きは不要です</u> 。「シャープ電子給与システムの給与明細」および「健康保険医療費のお知らせ」で確認できます。 *シャープ電子給与システムを導入されていない事業所の従業員は、健保組合より「健康保険給付金決定通知書」の文書(封書)でお知らせしています。 *付加給付の支給条件:①1ヵ月ごと(暦月単位) ②受診者ごと ③1医療機関ごと ④入院・通院ごと ⑤診療科(医科・歯科など) ※支給額は100円未満切捨て
Q12	「健康保険医療費のお知らせ」に記載されていない「公費負担額」などがある場合は、どのようにすればよいのでしょうか？
A12	公費負担医療、自治体独自の医療費助成など、「健康保険医療費のお知らせ」に反映されていないものについては、申告者自身で実際に最終自己負担した額に訂正して申告してください。 お住まいの地域ごとに医療費助成内容(最終的なご自身が支払う上限額)が異なり、また不定期に各自治体で助成内容の見直しが行われている為、健康保険組合がリアルタイムに正しく全ての情報を把握することは難しい状況です。 この為、医療費助成制度適用の届出をいただいた対象者の自己負担額は「医療費のお知らせ」上では一律自己負担額0円で表示されています。お手数ですが最終的なご負担額に修正のうえ、申告をしてください。 医療費助成対象者でないのに自己負担額が0円と表示されている場合、健康保険組合までご連絡をお願いします。※「健康保険 医療費助成該当届(様式番号83)」による手続きが必要です。

## 「健康保険医療費のお知らせ」に関するQ&A

Q13	分娩に伴い、健保組合給付金の(家族)出産育児一時金の取扱いはどのようになるのでしょうか？
A13	「健康保険医療費のお知らせ」には記載されていませんので、申告者自身で、健康保険組合または生命保険会社等で補填された額を差し引いて申告してください。
Q14	シャープ電子給与明細システムにパスワードを忘れたのでログインできません。
A14	「パスワードを忘れたら」をクリックし、ワンタイムパスワード発行の手続きを取ってください。
Q15	シャープ電子給与明細システムに公開されている「健康保険医療費のお知らせ」のPDFダウンロード用に設定したパスワードを忘れてしまいました。
A15	シャープ電子給与明細システムにログイン後、パスワード変更手続きを取ってください。 (ログイン後、表示画面の最上部の「登録情報変更」メニューを選択し、「パスワード変更」メニューに入っていたいただければ、そこから「PDFパスワード」の新規設定手続きが可能です。)
Q16	WEBでは「健康保険医療費のお知らせ」が確認できない事業所に勤務しています。どうすれば良いのでしょうか？
A16	WEBでの確認が出来ない事業所にお勤めの方には、別途「医療費のお知らせ(及び対象者の方にジェネリック通知書)」を封書にて発送いたしますので、そちらをご確認ください。 (シャープ健康保険組合から総務部[あるいは管理部]を経由して2月中旬に発行いたします。)
Q17	WEB上で確認しましたが、「健康保険医療費のお知らせ」に旧姓で記載されています。戸籍名での発行は可能ですか？
A17	記載名は電子電話帳に登録の氏名が記載されます。 戸籍名での発行をご希望の場合は、「健康保険 各種証明書交付依頼書(様式番号9)」により健康保険組合へ証明書の交付を依頼してください。※「健康保険 各種証明書交付依頼書」は、健康保険組合のホームページ( <a href="http://kenpo.sharp.co.jp">http://kenpo.sharp.co.jp</a> )から入手できます。
Q18	「健康保険医療費のお知らせ」に受診した内容が表示されていません。
A18	「健康保険医療費のお知らせ」は、健康保険組合宛てに各医療機関(病院・薬局等)から請求(レセプト[診療報酬明細書])が届いた場合のみ、表示されます。(もし健康保険組合に請求が届いていない場合は、表示されません。 通常、受診月の3ヶ月後に表示されますが、もし医療機関からの請求に遅れや誤りがあった場合は表示されないことがあります。また審査機関による医療機関からの請求差戻しや決定内容などにより、診療を受けた医療機関が全て表示されない場合や、支払われた金額が必ずしも一致しない場合があります。) ※「健康保険医療費のお知らせ」に記載がない場合は、実際に受診された医療機関名、負担した金額等をご自身で追記し、申告することが出来ます。(この場合は領収書の保存が必要です。)
Q19	ダウンロードした医療費通知データを使い、電子申告による確定申告の手続きは出来ますか？
A19	申し訳ございませんが、現状 給与明細システムで公開している医療費通知情報データは電子申告による確定申告のファイル形式(xml形式)に対応出来ておりません。恐れ入りますが、医療費通知を印刷いただいたものを窓口にご提出をお願い致します。  なお、令和3年9月診療分以降の医療費通知情報(保険診療分)がマイナポータルから順次閲覧できるようになりました。この医療費通知情報は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)と連携することで医療費控除の申告手続きに活用できます。

## 「健康保険医療費のお知らせ」に関するQ&amp;A

Q20	「健康保険医療費のお知らせ」に同じ受診月・同じ医療機関の内容が複数行の表示がされているものがありました。どうすれば良いですか？
A20	<p>病院及び一部薬局のシャープ健康保険組合への医療費の請求は、必ず審査機関を経由して届く仕組みとなっています。全体に占める割合はわずかですが、審査機関の判断を仰いだ結果、請求を差し戻して医療機関の再検討・再請求をお願いする場合があります。</p> <p>これまで医療機関からの請求回数ごとに「健康保険医療費のお知らせ」に表示されていましたが、令和3年2月WEB給与明細公開分より改善しております。</p> <p>それ以前の「健康保険医療費のお知らせ」を使用し申告される方は、もし受診月・医療機関が重複しているものがあつた場合は、申し訳ございませんがご自身で重複している行を削除し、合計金額から重複費用分を差し引いて確定申告のお手続きをしていただけますようお願い致します。</p>